

料金規定

2016年10月～

<通所リハビリテーション>

①基本部分 通常規模型

要介護度	3時間以上 4時間未満	2時間以上3時間未満	1時間以上2時間未満
要介護1	444 単位	343 単位	329 単位
要介護2	520 単位	398 単位	358 単位
要介護3	596 単位	455 単位	388 単位
要介護4	673 単位	510 単位	417 単位
要介護5	749 単位	566 単位	448 単位

②加算項目

リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅰ) ※	医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成し、定期的に評価を行う場合 (基本月4回以上実施の場合のみ)	230 単位/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ) ※	医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成・定期的な評価を行うとともに家族および他サービスとの会議等を開催した場合	Ⅱ-1 開始月から6月以内	1,020単位/月
		Ⅱ-2 開始月から6月超え	700 単位/月
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	退院・退所又は、要介護認定日から起算して1月-3月の期間に行われた場合	110 単位/日	
理学療法士等体制強化加算	専従理学療法士等を2名以上配置し、サービスを提供した場合(1時間以上2時間未満をご利用の場合のみ)	30 単位/日	
栄養改善加算	管理栄養士による栄養改善サービスを行なった場合 (3月以内の期間に限り、1月に2回を限度とする)	150 単位/回	

※ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)については、算定要件に該当する方のみ算定可能となるため、原則リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)を算定させていただきます。

③減算項目

送迎減算	自己送迎でご利用の方	47 単位/片道
------	------------	----------

<介護予防通所リハビリテーション>

①基本部分

要支援1	1,812 単位
要支援2	3,715 単位

②加算項目

介護予防・運動器機能向上加算 (原則、利用者全員が対象となります)	医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成し、定期的に評価を行う場合	225 単位/月
栄養改善加算	管理栄養士による栄養改善サービスを行った場合	150 単位/月
選択的サービス複数実施加算	利用者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供するため上記の加算を組み合わせ実施した場合	480 単位/月
事業所評価加算 (原則、利用者全員が対象となります)	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となる事業所に加算	120 単位/月

<介護保険給付対象外利用料金>

種類	内容	利用料金
日用品費	水分補給など、施設で用意するものをご利用いただく場合の費用(ウォーターサーバー、水、紙コップ等)	50 円/1日
連絡帳代	家族との連絡、その日の様子などを記載したファイル代	200 円/初回
おむつ代	尿取りパット	50 円/枚
	テープ式パンツ	170 円/枚
	はくパンツ	80 円/枚
通常の実施地域(緑区・南区・天白区・豊明市)を超える送迎の費用	通常の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満	200 円
	通常の実施地域を越えてから、片道10キロメートル以上	300 円